

環境保全型農業直接支援

環境保全型農業に対する支援については、平成22年度までは農地・水・環境保全向上対策の中で措置していたところですが、平成23年度より戸別所得補償制度の本格実施に併せて、全国の農地を対象とした「環境保全型農業直接支払交付金」を創設し、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する直接支援を開始します。

なお、従来の農地・水・環境保全向上対策において化学肥料・農薬を原則5割以上低減する取組に対する支援を受けている農業者グループに対しては、経過措置として「先進的営農活動支援交付金」による支援を平成23年度に限り行います。

●環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となる4つの取組

① 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と**カバークロープの作付**を組み合わせた取組

「カバークロープの作付」とは・・・ 5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組

② 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と**リビングマルチ**又は**草生栽培**を組み合わせた取組

「リビングマルチ」とは・・・ 5割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組

「草生栽培」とは・・・ 5割低減の取組を行う園地に麦類や牧草等を作付けする取組

③ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と**冬期湛水管理**を組み合わせた取組

「冬期湛水管理」とは・・・ 冬期間の水田に水を張る取組

④ **有機農業**の取組(化学肥料、農薬を使用しない取組)

●カバークロープとしてレンゲを土壤に還元
(愛知県知多郡阿久比町)



●冬期湛水管理により生き物の生息場所を提供
(岐阜県多治見市)



問い合わせ先：東海農政局生産部生産技術環境課 TEL 052-746-1313 (直通)